

令和7年度社会福祉法人えぼっく事業計画

I 基本方針

令和4～5年度は、法人の事業の再編と、さらなるステップにむけての内部体制つくりの時期として位置づけました。令和6年度は、一つひとつの取り組みについて質的な向上を目指す1年としてきましたが、完成途上であり、令和7年度についてもこの目標の実現に引き続き取り組みます。

まず障がい福祉サービスの支援部門においては、引き続き、その専門性を磨くことに重点をおき、さらに虐待防止や障がい者の意思決定を尊重する職員の意識醸成をすすめます。

生活介護については、利用者の過ごし方や日中活動の内容の見直しを行います。個別支援計画に基づき、個々への細やかな継続的な支援を行い、利用者が通所することを心待ちにできるような事業所運営をこころがけます。

また、コロナ禍、事業を縮小していた短期入所、地域生活支援事業、訪問系サービス等の在宅利用者の回復は戻っていません。法人のグループホーム利用者が、生活介護や訪問系サービスの利用いただく割合が大きく、地域の新規利用者の獲得に力を注ぎます。

相談部門においては、令和6年度に新たに受託した札幌市北区の相談室ぽぷらについて、北区北部地区に根差した相談支援事業所としての基盤つくりにつとめます。また、各相談部門の事業所が、地域における多様な相談ニーズにこたえるために、引き続き個々の相談員の質の向上を図る取り組みをすすめます。

法人独自の公益事業についても、制度の有無に関係なく地域の福祉ニーズにこたえるために、継続します。

法人事務局については、法人全体をマネジメントしながら、支援や相談の現場を下支えできるよう、密接に連携を図ります。また、海外からの従業員の確保といった時代の流れの中で果たさなければならない業務、個人情報保護対策、IT化等にも積極的に取り組みます。また、各事業所に法人事務局職員を常駐させる取り組みを今年度から順次実施します。

日本語を母国語としない従業員は全体の20%をしめるまでになりました。グローバルな多文化が共生する職場となりました。子育てをしている職員、家族の介護をしている職員、妊娠中の職員、日本語を母国語としない職員、障がいのある職員等、さまざまな状況にある一人ひとりに対して、細やかな配慮ができる職場を目指します。

障がい者グループホームへの新規利用相談は、引き続き多く、令和8年度以降に向けた整備計画を策定します。また、生活介護事業についても、ホホエムとハニカムの2か所で利用者は60名を超えており、今後は小規模分散化をして、地域の中に、それぞれの特色のある生活介護事業所を設置することについても検討をすすめます。

物価上昇、人手不足、世界における日本の相対的地位の低下、将来への漠然とした不安をかかえる人が多い日本です。利用者も職員も明るい未来をもてるここと、たった一度きりの人生だから、どんなに困難な状況になっても、利用者を見捨てることない支援を継続します。

利用者のことを考え、ちょっとした「気配り」や「気にかける」ことができること、そして、私たちがサービスを提供しているのは、もちろん、ものではなく「人」に対してであること、

こういった基本を大切にする姿勢は令和7年度においてもさらに浸透するように、全体の目標として掲げます。

II 事業重点項目（法人）

1 役員会等の開催

- ① 理事会～3か月に一回開催するほか、必要に応じて開催する。
- ② 評議員会～定時評議員会の開催の他、必要に応じて開催する。
- ③ 監事監査～四半期に一度（9月・12月・3月・5月を目指）監事監査を実施する。

2 第三者委員活動の実施

第三者委員会を5月と12月に開催し、事故・ヒヤリハットの検証やサービス提供状況について客観的に評価をいただき、サービスの質の向上につなげていく。

また、苦情解決の取組みを強化し、ご本人やご家族等から寄せられる苦情にしっかりと耳を傾け、法人内で共有し、ご意見やご要望と併せて改善に向けて取り組んでいく。

各委員は各事業所への訪問（年1回程度を予定）を通じてグループホームの住環境や通所活動の理解を深めてもらい、また利用者様との面談を実施し、職員へ伝えられない不満や要望がないか、現状のサービスの満足度について聞き取る。

第三者委員 今井明日香（弁護士）
佐々木明美（吉田学園非常勤講師）
松岡是伸（北星学園大学社会福祉学部准教授）

3 危機管理への対応

災害や感染症で想定される様々なリスクに対応し、災害等の発生時には早期に再開する体制を整えるため、BCP（事業継続計画）をもとに訓練や研修を年に1回（9月）を行う。また、研修や訓練を通じて計画の検証、見直しを定期的に行う。

また、情報漏洩対策や資産管理などに特化したクライアント運用管理ソフトウェアを導入して個人情報保護に努める。

4 各種内部会議の開催

・理事会議

事業運営に関して月に2回程度開催し、事業予算・計画の進捗や今後の事業計画策定の議論を行っていく。

- ・管理者会議

各事業所の事業の進捗状況の確認のため、管理者会議を月に2回開催する。

- ・係長主任会議

研修や行事などについて事業所間での連携、タイムリーな課題について優先的に取り組む事項の検討、ヒヤリハット・事故・苦情分析、また個別支援計画や意思決定支援の進捗状況の共有などを目的に開催する。開催は4月より年6回偶数月とし、主任が持ち回りで開催し、会議内容や議事録を担当する。また必要に応じて管理者の参加を要請する（4月ともっと、6月ホエム、8月ハニカム、10月ともっと、12月ますとびいー、2月ともっと）。

5 研修計画の策定

<内部研修>

- ① 虐待防止研修

各事業所の虐待防止委員が中心となり、虐待防止研修を年1回実施する。

- ② 意思決定支援に関する研修

各事業所で取り組んでいる意思決定支援について係長主任会議で報告し、知識・技術習得に向けた研修会を実施する。

- ③ 身体介護研修（毎月実施）

室蘭地区の利用者の身体状況やニーズに合わせた介護を職員が安全に行うことの目的に、身体介護研修を開催する。

- ④ 個人情報の取扱いに関する研修

個人情報保護規程に基づき、また最新の個人情報保護の法制度理解を深め、各事業所での取り扱いに関して議論する。

- ⑤ 職員全体研修会・歓迎会

法人の全職員向けの研修会とし、令和6年度に実施した海外研修報告会と外部講師を招いての講演会を行う。（5月24日（土）実施予定）

<外部講師による研修、外部派遣研修等>

強度行動障がい支援者養成研修（基礎）	未受講職員
強度行動障がい支援者養成研修（実践）	基礎研修受講者
相談支援従事者研修（現任）	更新対象者
相談支援従事者研修（主任）	主任以上の職員
服薬事故防止研修（7月）	支援職員対象
虐待防止研修（道、市主催）	全職員対象
身体拘束適正化研修	支援職員対象
交通安全講習（9月）	全職員対象
ハラスメント研修	全職員対象

※外部研修においては、上記のほか各事業所で必要とする研修受講を促していく。受講した職員は速やかに研修報告を提出し、職員会議の場で報告や支援の実践を行う。

6 各種委員会の開催

＜えパレット委員会（委員長：吉田）＞

事業所の中堅職員が中心となり、業務改善・利用者目線に立った支援・働きやすい職場づくり等の課題について、職員全体で取り組みができるよう検討・提案する。

年4回（5月・8月・11月・2月）の委員会を開催し、令和7年度は当事者支援を重点的に取り組んでいく。

＜虐待防止委員会（委員長：黒川）＞

主任、サービス管理責任者を中心に各事業所より虐待防止委員を選任し、虐待防止委員会を開催する。委員会は四半期に1回開催（年4回）し、強度行動障がいの方や重症心身障がい者等、それぞれの障がい状況に応じた対応の仕方や日常場面での介助や声掛けなどに不適切点は無いかを相互チェックし、適切な支援について検討する。各事業所において管理者と虐待防止委員が中心となり、各支援事業所ならびに各相談事業所において年1回内部研修を実施する。

＜身体拘束適正化委員会（委員長：黒川）＞

虐待防止委員と同様に身体拘束適正化委員を選任し、身体拘束適正化委員会を年1回開催する。委員会は虐待防止委員会と同日に開催する。身体拘束についての知識や予防策などについて理解を深め、身体拘束に関する実事例が有る場合は手続きの適正化が図られているか、また拘束解除に向けた内容の精査を進める。その他、身体拘束の類似ケース等が無いか等を検証する。

＜広報委員会（委員長：加賀谷）＞

ともっと・ホホエム・ハニカム事業所の広報誌（えむはと通信）の定期発行を年3回発行する（7月・11月・3月）。また、2026年カレンダーを9月より作成開始し、年末挨拶状を12月、法人広報誌（えぼっく便り）を年2回発行する（4月・10月）。

室蘭地区発行の「はっち通信」は毎月発行を継続する。事業所の日々の日常の様子はホームページへの掲載やFacebook等のSNSを活用し、リアルタイムに情報発信する。

また、法人として外部行事（バザーなど）に参加した際の装飾などを各事業所が分担して装飾づくりに取り組む。

＜感染症委員会（委員長：加藤）＞

感染症BCPの作成に伴い、研修会や訓練の実施計画を推進する。年2回委員会を開催しガイドラインの見直しや、各感染症の対応マニュアルや衛生マニュアルの見直しを随時行う。また、感染症発生時は適宜委員会を開催し、対策や物資の状況など情報共有する。

7 外国人従業員の採用と海外交流の推進

令和元年より外国人材の採用をはじめ、現在は、支援現場の4人に1人は日本語を母国語としない職員となっており、今後も現地での面接の実施、現地の送り出し機関との緊密な連携をとりながら、人材確保をすすめる。

外国人人材への日本語学習の場の提供、介護福祉士試験受験対策講座についても希望者に対して積極的に実施していく。

あわせて、東南アジア諸国との福祉分野での交流、研修事業を実施し、日本人職員もグローバルな視野をもち、諸外国の暮らしや文化に直接触れる機会を設けるために、海外研修を令和6年度に引き続き実施する。研修においては、現地障がい者施設との交流、現地でのボランティア活動、車いすを必要とされている方へのリユース車いすのお届け等を実施する予定。

8 今後の整備計画の策定

令和8年度に向けて、障がい者グループホームの利用相談が多いことから、利用者の受け入れを増やしていくための整備計画を具体的に進めていく。

また生活介護事業所は、利用者一人ひとりの顔を浮かべながら「気配り」・「気にかける」支援を意識していることから、小規模分散化の検討を進めて、地域の中でそれぞれの特色がある生活介護事業所を設置ができるか模索しながら整備計画をする

III 事業重点項目（各実施事業）

◎利用相談窓口（責任者 センター長：黒川）

窓口対応：ともっと係長、主任、あざれあ相談支援専門員

目標・課題
1. 法人サービス（通所、グループホーム、居宅サービス、ショートステイ）の利用拡大
具体的な内容
1. 相談支援機関、特別支援学校等へ法人内サービスの特徴や魅力について広報し、サービス利用数を拡充する。グループホームは令和7年内に定員充足を目指し、通所施設サービスは通所利用数、短期入所・日中一時支援新規利用数増を目指し各方面への営業活動を強化する。また、令和7年度以降の新規利用増を想定し、通所事業所やグループホーム等の事業計画を作成する。

◎地域生活支援センターの事業（センター長：黒川）

○サービス内容（事業所名：ともっと）

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ・共同生活援助 | 定員 49 名 |
| 共同住居名：ともっと（所在地：北広島市） | 入居定員 13 名 |
| | （男性 7 名・女性 6 名） |
| 共同生活名：ともっと 2 号館（所在地：北広島市） | 入居定員 12 名（男性 12 名） |
| 共同住居名：ソレイユ（所在地：恵庭市） | 入居定員 4 名（男性 4 名） |
| 共同住居名：きらっと 1 号館（所在地：北広島市） | 入居定員 9 名（男性 9 名） |
| 共同住居名：きらっと 2 号館（所在地：北広島市） | 入居定員 11 名（女性 11 名） |
| ・短期入所 | 定員 4 名（男性 2 名、女性 2 名） |

○サービス内容（事業所名：てとる）

- ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- ・地域生活支援事業（移動支援）

○サービス内容（事業所名：あざれあ）

- ・特定相談支援
- ・障がい児相談支援

○事業所の所在地（ともっと・あざれあ・てとる）

北広島市共栄 25 番地 9

・重点項目

① ともっと共同生活援助（管理者：黒川、サービス管理責任者：黒川・吉田）

目標・課題
1. 障がいの状況に応じた意思決定支援を推進する 2. 虐待防止、身体拘束に関する取り組みを行う 3. 非常災害に関する取り組みを行う 4. 地域連携推進会議の運営 5. 成年後見制度の利用促進
具体的な内容
1. 余暇・住環境・食事・健康・権利擁護・その他について利用者主体の生活を充実させるため、意思決定・自己選択できるよう支援を工夫する。令和 7 年度は個々の生活スタイルに着目し、職員のルーティンワークにたよらない暮らし方を目指す。 2. 虐待防止委員会による研修や外部機関での研修受講、また職員会議で日常支援についての振り返りを実施し、権利侵害や虐待防止に対する意識を高める。 3. 年 2 回の避難訓練を実施し避難経路やその安全確認、避難誘導の練習、防火設備の使用方法について繰り返し理解を深める。また、職員会議において災害時の対応について意見交換、防災物資の整備、補充を毎年 9 月に実施する。 4. 地域の方々と連携し、利用者様と地域との関係づくりや施設や利用者様に関する理解

の促進、施設サービスの透明性・質の確保などを目的とした活動を行う。

5. 成年後見制度の申請手続きを支援する。成年後見制度を活用し、本人の意思を尊重しながら、本人の生活や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る。

② てとる（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・通院介助・移動支援）

（管理者：黒川、サービス提供責任者：島村）

目標・課題
1. 余暇の充実、健康管理、通学支援、日常生活のサポートなど利用者様の生活にきめ細かく対応するサービス提供に努める。
2. 安全・安心な送迎業務をする。
具体的な内容
1. 利用者や家族の意向を聞き取り、居宅介護等サービスの利用を一層促進する。 平日・週末問わず、外出支援・買い物などの余暇支援の提供を行う。外出支援を計画的に実施し、特に行動援護はサービス提供者が増加したことから、利用数は前年比20%増を目指す。
2. 思いやりを持った運転を心がけ、公用車を運転していることを自覚し、交通法規の順守、アルコールチェック、車両の運行前後点検・消毒清掃を確実に実施する。

③ あざれあ特定相談支援・障がい児相談支援（相談支援専門員：田中）

目標・課題
1. 利用者一人ひとりのニーズに寄り添った総合的なサービス利用計画の作成。
2. 事業者・社会資源とのネットワーク作りの継続実施。
具体的な内容
1. 事業所との連携を図り、継続的なモニタリングや計画作成を行う。
2. ケア会議、事業所訪問等の実施。

◎ホホエム（北広島市共栄）の事業（管理者：黒川）

○サービス内容（事業所名ホホエム）

- | | |
|-------------------|---------|
| ・生活介護 | 定員 40 名 |
| ・短期入所 | 定員 7 名 |
| ・地域生活支援事業（日中一時支援） | |
| ・認定就労訓練事業 | 定員 5 名 |

○事業所の所在地

北広島市共栄 21 番地 1

・重点項目

① ホホエム生活介護（管理者：黒川 サービス管理責任者：加賀谷）

目標・課題
1. 日中活動の見直しを行い、利用者様の意思の決定を基本とし特性に合わせた活動の提供を行う。 2. 喫茶れざみでは、季節感やイベント性を取り入れた運営を行う。
具体的な内容
1. 活動の継続性を保持していくよう、担当職員を決め推進していく。活動内容はご本人の意思決定を基本とし利用者様の特性に合わせた「活動グループ」を作り、作品の完成や活動の一貫性を目指す。担当職員が立案から完成まで継続性をもって取り組み、完成作品については事業所で保管、管理し商品化させ販売に繋げる。 スポーツ活動【えぼスプロジェクト 2025】として体育館を利用し（第 2・4 金曜日ハニカム、3・5 金曜日ホホエム）と活動日程を決め、地域支援センターとも協力体制をとり体力作り活動を推進する。 2. 季節に合った装飾で空間の雰囲気作りを行っていく。法人の Facebook（SNS）を活用し週替わりメニューやイベント、店内の様子などを発信し新規顧客の獲得、リピート客の増加を目指す。情報を発信することで、地域住民の憩いの場や食事会などに利用していただけるように進めていく。 法人内、外へのお弁当配達も利用者様と一緒に取り組めるように継続していく。

② ホホエム短期入所

目標・課題
1. 現在利用している方の利用を増やし、新規利用者の受け入れを行う。
具体的な内容
1. 日頃の会話や個別面談等で聞き取りを行い、短期入所の利用を増やす。 また、相談事業所や特別支援学校と連携をとり新規利用の受け入れに繋げる。

③ ホホエム地域生活支援事業（日中一時支援）

目標・課題
1. 現在利用している方の利用を増やし、新規利用者の受け入れを行う。
具体的な内容
1. 日頃の会話や個別面談等で聞き取りを行い、日中一時の利用を増やす。 また、相談事業所や特別支援学校と連携をとり新規利用の受け入れに繋げる。

◎ハニカム・あっと（南幌町）の事業（管理者：加藤）

○サービス内容（事業所名：ハニカム）

- | | |
|-------------------|---------|
| ・生活介護 | 定員 20 名 |
| ・地域生活支援事業（日中一時支援） | |
| ・認定就労訓練事業 | 定員 5 名 |

○事業所の所在地

空知郡南幌町栄町4丁目3番15号

○サービス内容（事業所名：あっと）

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ・共同生活援助 | 定員 12 名 |
| 共同住居名：あっと（所在地：北町4丁目8番1号） | 入居定員 6 名（男性 6 名） |
| 共同住居名：もっと（所在地：緑町4丁目4番13号） | 入居定員 6 名（男性 6 名） |

・重点項目

①ハニカム生活介護（管理者・サービス管理責任者：加藤）

目標・課題
1. 新規利用者獲得に向けての取り組み。 2. 意思決定支援に向けての取り組み。 3. 日中活動の充実化に向けての取り組み。 4. 虐待防止及び身体拘束に関する取り組み。 5. 防災や事故などの緊急時の対応についての取り組み。 6. 事業所内の環境整備についての取り組み。
具体的な内容
1. 南幌養護学校や相談支援事業所、地域との関係性を築き、情報交換を行い新規利用者獲得へ繋げる。 2. 毎月定期的に昼食をセレクト食に変更。自分で好みの物を選択し、食事の楽しみを感じて頂く。実施により嗜好品や選択の不可を把握し、日常の食事提供や個々の意思決定支援の取り組みに反映する。 3. 令和7年度は日中活動の充実化に向け法人内で連携し、生活介護事業所共通の取り組みを行う。『えぼスプロジェクト 2025』と題し、体育館を利用して体を動かし、体も心もリフレッシュできる活動を実施する。 また事業所において行われている作業内容を見直し、それぞれに担当を定め個々の支援計画に着目した作業や活動を提供して充実化を目指す。 4. 虐待防止及び身体拘束に係る法人内の研修会や外部の研修に参加し意識を高める。 また、職員会議にて不適切ケアについて職員間で確認し防止に努める。 5. BCPの確立とともに、実情に沿っているか確認し検討していく。また、避難訓練を実施し避難経路の確認や避難誘導の練習、防火設備の使用方法について確認する。 6. 昨年度に引き続き修繕工事を行い、安全で快適な活動の場を提供する。

② ハニカム地域生活支援事業<日中一時支援>

目標・課題
1. 新規利用者の獲得に向けての取り組み。
具体的な内容 1. 南幌養護学校や地域の関係機関、相談支援事業所と連携してニーズを把握し、新規利用者の受け入れを行う。

③ あっと共同生活援助（管理者：加藤、サービス管理責任者：阿部）

目標・課題
1. 意思決定支援の推進と生活の質の向上。 2. 地域連携推進会議の開催。 3. 防災や防犯、事故などの緊急時の対応について理解。 4. 快適な生活空間の提供。 5. 虐待防止及び身体拘束に関する取り組み。
具体的な内容 1. 外出支援やホームでの過ごし方について自己決定ができるよう工夫し、利用者主体での生活を充実させ「その人らしく」暮らせるよう心がける。 2. 地域の方々との関係性を築き、ホームや利用者への理解を深めて頂く。また地域の中で役割を持って生活が送れるよう活動を行う。 3. 年2回の避難訓練を実施し避難経路の確認、避難誘導の練習、防火設備の使用方法について確認し理解を深める。また、ホームミーティングにおいて非常災害時の対応や防災物資の備蓄が現状に沿っているか意見交換を行い整備する。 4. 住居の環境整備を行い、安全で住みよい生活の場を提供する。 5. 虐待防止及び身体拘束に係る法人内の研修会や外部の研修に参加し意識を高める。また、職員会議にて不適切ケアについて職員間で確認し防止に努める。

◎八丁平共生型センターはっち(室蘭市八丁平)の事業 (管理者:吉崎)

○サービス内容 (事業所名:ろぐらん)

- ・生活介護 定員 20 名
- ・地域生活支援事業 (日中一時支援)

○サービス内容 (事業所名:らんらん)

- ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- ・地域生活支援事業 (移動支援)
- ・共同住居「があだぱーと」への日常生活支援

○事業所の所在地

室蘭市八丁平4丁目25番14号

・重点項目

① ろぐらん生活介護 (管理者・サービス管理責任者:吉崎)

目標・課題
1. 利用者が安心して介助が受けられるよう適切な介助技術の修得および、移乗介助における職員の負担軽減を図る。また、看護師と連携し医療的ケアの適切な実施。 2. 自閉症や行動障がいの特性に対応と重症心身障がい利用者との共存。 3. 特別支援学校や相談支援機関との連携。
具体的な内容
1. 外部講師による身体介護技術研修を継続し、利用者の身体状況に対応した適切な介護技術を習得する。また、介護技術の全体的な底上げを目指す。 医療的ケアが必要な利用者への対応と、受け入れを増やすため、積極的な3号研修の受講を目指す。指導看護師の下、より適切な医療的ケアを実施する。 4. 自閉症や行動障がいのある利用者の特性を理解するため、事業所内研修を行う。 5. 特別支援学校・養護学校、相談支援機関への訪問や、現場実習の受け入れを通して利用者の増員を進める。

② らんらん居宅介護・重度訪問介護 (管理者:吉崎・サービス提供責任者:池田)

目標・課題
1. 利用者の在宅生活を継続するため、個別に対応したサービス提供と適切な介助技術の提供。 2. 要望に沿ったサービスに対応し、余暇支援の充実を図る。
具体的な内容
1. 外部講師による身体介護技術研修を継続し、利用者の身体状況に対応した適切な介護技術を習得する。 2. 利用者の意向に沿ったサービスのより一層の利用の提供を進める。

◎きたひろしま暮らしサポートセンターぱると（北広島市栄町）の事業

（主任相談支援員：酒井）

- ① 生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援事業の実施
- ② 関連する事業（職業安定法に基づく無料職業紹介、法人自主事業）の実施

○委託事業の内容（事業所名：きたひろしま暮らしサポートセンターぱると）

- ・自立相談支援事業
- ・就労準備支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・一時生活支援事業（北広島市内分）
- ・学習支援事業
- ・住居確保給付金相談窓口

○関連する事業の内容

- ・無料職業紹介（事業所名：無料職業紹介所えぼっく）
- ・食料支援、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供、相談
(事業所名：居住支援業務事業所えぼっく ぱると分室)
- ・法人内の認定就労訓練事業（ハニカム・ホホエム）周知・推進

○事業所の所在地

- ・北広島市栄町1丁目5番地2 北広島エルフィンビル2F

・重点項目

① 生活困窮者自立相談支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 生活にお困りのどんな方でも相談しやすい方法や場所を提供する。 2. LINEを活用した相談受付や対応の体制を継続する。 3. 多機関との連携をはかり、困難ケースに対応する。
具体的な内容
1. 電話・面談・訪問の他、必要に応じてメール・オンラインを活用した面談方法を提案し、相談者の主訴や生活状況等についてしっかりとアセスメントを行う。連絡手段をもたない相談者に対してこちらからアウトリーチを行い、つながりをつくる。 2. LINEは主に相談受付に活用し、通常の相談につなげる。第1・第3土曜日をひきこもり専用の相談時間として設け、周知を継続する。 3. 本人のお困りごとや課題解決に向けて、多機関と連携を図り、支援をすすめる。

② 就労準備支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 相談者の状況やご希望をしっかりとアセスメントする。 2. 相談者のニーズや課題に合った活動メニューを設定、提案する。 3. 自己肯定感を高められるような機会を積み重ねられるよう支援する。 4. 活動に参加することでお金を得て、働く喜びを実感できる機会をつくる。 5. 周知活動を継続する。
具体的な内容
1. 相談者ご自身やその家族からの相談を受け、本人・家族のそれぞれの主訴や置かれた状況、これまでの経緯やそれに伴う想い等をしっかりとアセスメントし、課題整理を行う。 2. 1でくみ取った課題や想いに合った活動メニューを設定する。これまで行ってきたことだけではなく、必要に応じて新たな取組みも行う。 3. 地域のなかでの活動を設定し、社会や地域とのつながりを感じ、自己肯定感を高められるような機会を積み重ねられるよう支援する。 4. ポスティングや除雪の活動に加え、農作業でも活動費を得られるような仕組みづくりをすすめる。 5. HP やチラシ、ライン等を用いて活動スケジュールや活動報告、新規相談につなげる。関係機関への周知も行う。

③ 家計改善支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 相談者の状況や課題をしっかりとアセスメントする。 2. 家計状況や家計の見通しについて、相談者の状況に合った方法でフィードバックする。 3. 利用可能な制度があれば積極的に活用する。滞納がある相談者に対し、各種窓口へ分納相談の支援を行う。 4. 複合的な課題をもつ困難ケースに対し、多機関と連携をはかり対応する。 5. コロナ特例貸付利用者のフォローアップを継続する。
具体的な内容
1. 相談者の就労・家計・生活状況の聞き取りをしっかりと行い、目の前にある課題のみならず、今後おこりうる家計の課題も意識しながら課題整理を行う。 2. 相談時家計表、家計計画表、キャッシュフロー表、ライフイベント表等のツールを用いながら、相談者にとってわかりやすい方法で家計を見る化し、家計管理に対するモチベーションを高め、自ら家計管理をすることができるよう支援する。 3. 債務で困っている方には無料法律相談、一時的な収入減で困っている方には各種制度や貸付制度、就労支援対象者には住居確保給付金など、利用可能な制度があれば積極的につなげる。滞納で困っている方には、各種窓口へ分納相談を行い、早急に家計の

	立て直しができるよう支援する。フードバンク活動との連携もはかる。
4.	複合的な課題をもつ困難ケースに対し、必要に応じて多機関と連携をしながら対応する。その際、個人情報の取扱いには十分に配慮し、相談者本人の同意のもと支援を行う。
5.	コロナ特例貸付の償還に困っているケースの猶予手続き、6ヶ月間の家計支援、償還猶予終了後に返済にむけた支援を行う。

④ 一時生活支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 様々な事情により、住まいを失い、新たな住まいの確保が困難になっている方に対し、一時的な住まいや食料を提供し、生活の立て直しを行う。
2. 一時生活支援を活用しなかった場合でも、居住支援業務と連携しながら住まいの支援を行う。
具体的な内容
1. 相談者の状況や住まいを失うことになった経緯、今後の希望など、しっかりとアセスメントを行い課題整理する。生活の立て直しに向けて、相談者の課題や希望に合った支援（就労支援、家計支援、体調を整える支援、社会参加など）を行う。その際には、さまざまな社会資源活用する。
2. 居住支援業務と連携をし、本人の状況にあった住まいの支援を行う。

⑤ 学習支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 生徒のニーズに応じた学習支援を提供する。
2. 生徒や保護者と面談を行い、学習以外の困りごとがある場合は、自立相談支援事業と連携をして相談対応を行う。
3. 中学校卒業後、成人するまでの間、必要に応じて見守りを継続できるような関係性を構築する。
4. 周知活動を行う。
具体的な内容
1. 学習支援コーディネーター、学習支援員と連携し、生徒の状況に合った方法で学習支援を行う。
2. 生徒・保護者と定期的に話す機会を持ち、学習に対するニーズを把握する。その他、生活面での困りごとが生じている場合は、自立相談支援事業と連携をし、しっかりとアセスメントをし、相談対応を行う。
3. 1.2のかかわりの中で見守りの継続が必要と判断される場合において、定期的な様子伺いを行っていく。学習以外にも、長期休み自習室にてレクリエーション等を行い生徒とのつながりを深める機会を設ける。
4. 生徒・学習支援員の募集を行う。生徒募集については、広報誌・制度郵送物の同封、

学習支援員の募集については、各大学へ周知活動を行う。年度がかわり該当制度からはずれてしまう等で登録から外れたとしても、利用希望がある場合は柔軟な判断と受け入れ体勢をもつ。

⑥ 無料職業紹介（自主事業）

目標・課題
1. 相談者のニーズに合った求人情報の提供を行う。 2. 企業開拓を行う。
具体的な内容
1. 相談者が希望する職種、職歴等についてアセスメントをし、そのニーズに合った求人情報の収集を行う。働いた経験がない相談者に対しては、この仕事がしたい、と思えるよう、就労準備支援と連携をしながら見学や体験等の情報提供も行う。 2. 必要に応じて企業のニーズを把握し、その職種を希望する相談者と企業をつなげる支援を行う。

⑦ 食料支援（自主事業）

目標・課題
1. 食料支援を必要とする相談者に対して、フードバンクぼすこと連携をし、食料支援を行う。 2. フードドライブ活動を継続し、地域づくりを視野にいれた活動を行う。
具体的な内容
1. 食料提供だけではなく、相談者が抱える課題に対し、就労・家計支援等と同時に食料支援を活用し、生活の立て直しにむけた支援を行う。 2. フードドライブ活動を継続し、地域住民に周知活動を行う。寄付を受けた食料を生活にお困りの方だけではなく、子ども食堂や認知症カフェなど福祉団体に届け、地域とのつながりを構築する。

⑧ 認定就労訓練事業（ハニカム・ホホエム　自主事業）

目標・課題
1. 認定就労訓練によりスキルアップを図り、就労意欲を高められるよう支援をする。
具体的な内容
1. 働いた経験がない、すぐに求人応募する自信がない等の課題を抱える相談者に対し、認定就労訓練事業について情報提供をし、利用希望があれば事業者につなげる。認定就労訓練を利用することになった場合は、受け入れ事業所と連携をし、本人の様子伺いを行い、お困りごとが生じた際には対応する。

◎札幌市障がい者相談支援（札幌市厚別区上野幌）関連の事業

- ① 障がい者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の実施
- ② 児童福祉法に基づく相談支援事業の実施
- ③ 札幌市の各種委託事業の実施

○サービス内容（事業所名：相談室ますとびいー）

- ・一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・特定相談支援
- ・障害児相談支援

○委託事業の内容（事業所名：相談室ますとびいー）

- ・札幌市障がい者相談支援事業
- ・札幌市夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整・一時保護業務
- ・精神科病院内の虐待通報受付
- ・被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

○委託事業の内容（事業所名：地域ぬくもりサポートセンター）

- ・札幌市地域ぬくもりサポート事業

○事業所の所在地

- ・札幌市厚別区上野幌3条4丁目1番12号

・重点項目

① 札幌市障がい者相談支援・一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援事業

(管理者：松島)

目標・課題
1. 厚別区唯一の障がい者委託相談支援事業所として、相談者をたらい回しにせず地域責任制のもと、相談者が安心して相談できる厚別区の相談窓口を目指す。 2. 相談員が一人で抱え込まないよう、必要に応じて複数の相談員でケースを担当、管理者、主任がケースの進捗を確認し、検討・共有する機会を設け、チームとして動ける体制づくりを目指す。 3. 研修を計画的に実施し、職員のレベルアップを図る。新任職員の育成に力を入れる。 4. 相談支援専門員の計画的な育成と委託相談の加算該当者となるよう外部研修の参加について計画的に実施していく。 5. 厚別区地域部会の事務局としての部会運営と各関係機関との連携強化。 6. 計画相談支援について、委託相談で対応すべき緊急性の高い相談や他の事業所で対応困難な相談について確実に対応できる体制作りと地域における円滑な相談支援のために、指定相談室との連携と引き継ぎを行っていく。また、計画作成の質の向上を図る。
具体的な内容
1. 時間外、休日対応を含め、変形労働時間制による相談員の勤務により、きめ細かい相談体制を確立する。 2. 相談員が一人でケースを抱え込まない体制作りとして、必要に応じて複数の相談員で

<p>担当。また、各相談員の担当ケースを管理者、主任が、参加し確認する機会を設ける。新規ケースの進捗については、定期的に朝ミーティングの中で確認を行っていく。</p> <p>3. 災害・感染対策に向けたBCPの定期的な見直し、訓練を実施（4月、10月）</p> <p>個人情報保護に関する研修会（7月）、虐待の防止・意思決定支援に関する研修会の開催（8月）実施。新任職員については、定期的な振り返りを設定し、OJTを行っていく。</p> <p>4. 相談支援従事者研修の該当者への研修受講、外部研修の情報を確認し、該当職員への参加の調整を行っていく。</p> <p>5. 厚別区地域部会において、相談支援を行う中での緊急対応の必要なケース、地域課題等については随時臨時の会議が開催できるようフットワークの軽い部会運営を行う。</p> <p>6. 区内の指定相談支援事業所が少なく、最後の計画相談受入事業所として、相談支援専門員の増員のための求人を行う。年1回の内部研修（11月）を開催し、質の向上を目指す。</p>

② 札幌市地域ぬくもりサポート事業

目標・課題
<p>1. 利用者の多様なニーズにこたえることができるよう地域サポーターの登録者の積極的拡大を目指す。</p> <p>2. ぬくもりサポート事業だけで解決できない事案について、各種関係機関との調整を積極的に行う。</p>
具体的な内容
<p>1. ポスター掲示や、チラシ配布を関係機関や町内会向けに、広報活動を積極的に行う。</p> <p>2. 必要に応じてケース会議の開催を行う。</p> <p>3. 電話での調整だけではなく、定期的な利用者・地域サポーターとの顔を合わせてコミュニケーションを図る機会を設けていく。利用期間が空いた方については、再度自宅を訪問し、利用者・自宅の状況などを確認していく。</p>

③ 札幌市夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整、精神科病院内の虐待通報受付、一時保護業務・被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

目標・課題
<p>1. 札幌市で唯一の夜間・休日の障がい者虐待相談受付窓口として、通報者からの電話に丁寧に対応する。</p> <p>2. 緊急性の判断を的確に行える法人内部の体制づくり。</p> <p>3. 緊急一時保護時の法人内の応援体制確立。</p> <p>4. 電話対応に困難が生じた際は、内部での検討や市への相談を行い、解決を目指す。</p>
具体的な内容
<p>1. 夜間・休日等の電話待機時間（年間約6,340時間）の受付職員を配置し、電話を取り損ねることないようにする。</p> <p>2. 緊急性の判断については、電話受付職員単独で行うのではなく、夜間・休日に関係なくスーパーバイザー、相談事業責任者も入って迅速に行う。さらに、当日の受付担当</p>

者からの質問や相談に対応できる法人内の体制をつくる。受付時の対応や緊急対応が必要な際の動き方について定期的に職員間で情報共有や研修を行っていく（5月）。

3. 緊急一時保護業務が必要になった際には、夜間であっても、応援職員が動けるよう事前に体制を整えておく。

4. 実対応の際に困難が生じた際は、必要に応じて市と相談・協議を行っていく。

④ 被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

目標・課題
1. 被虐待障がい者の退院後の地域生活についての調査研究事業に取り組む。
具体的な内容
1. 通常の障がい福祉サービスによるサービスの提供だけではない、対象者の特別な過去の事情をふまえ、地域生活のサポートの在り方について実践的調査研究を行う。

相談部門 研修計画

- ・新任相談員向け研修（4月）

～相談援助職に求められる姿勢、障がいについての基礎知識と法制度の理解

- ・個人情報の取り扱いに関する研修（7月）
- ・虐待防止・意思決定支援に関する研修（8月）
- ・計画相談支援に関する研修（11月）

◎札幌市障がい者相談支援（札幌市北区太平）関連の事業

- ① 障がい者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の実施
- ② 児童福祉法に基づく相談支援事業の実施
- ③ 札幌市の委託事業の実施

○サービス内容（事業所名：相談室ぱぶら）

- ・一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・特定相談支援
- ・障害児相談支援

○委託事業の内容（事業所名：相談室ぱぶら）

- ・札幌市障がい者相談支援事業

○事業所の所在地

- ・札幌市北区太平9条5丁目2-5

・重点項目

① 札幌市障がい者相談支援・一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援事業

（管理者：濱守）

目標・課題
<p>1. 札幌市北区において、試行実施される地区割の中、北区の北部（拓北、あいの里、篠路、茨戸、屯田、太平、百合が原）の地区の障がい者委託相談支援事業所として、地域責任制を果たしていく。</p> <p>2. 相談員が一人で抱え込まないよう、複数の相談員がケースを担当する体制をつくる。</p> <p>3. 札幌市並びに北区の自立支援協議会に参画し、関係機関との連携を強化する。</p> <p>4. BCP（非常災害・感染対策）や個人情報の保護、虐待防止など相談支援事業を行っていきうえでのリスクについて相談員それぞれがスキルアップしていく。</p>
具体的な内容
<p>1. 地区内の町内会・民生委員や、障害福祉サービス事業所等それぞれの地区で活動をしている関係機関への訪問などをを行い、地区割の説明とぱぶらの活動を宣伝していく。また、ぱるとと協働して行っているフードドライブについても宣伝等を行いながら活動の拡大を目指す。</p> <p>相談者に対しても、きめ細かく対応できるよう相談員のスキルアップを図るため、計画相談支援に関する研修を内部で開催する（11月）</p> <p>2. 相談員がケースを抱え込まないために、担当ケースを管理者や主任が、適宜業務の中で話をしてことで、ケースの共有を図り、担当外の相談員でも、担当相談員が不在時に対応ができる体制をつくる。</p> <p>3. 北区の自立支援協議会の事務局として、また札幌市自立支援協議会相談支援部会の一員として、会議に参画し積極的にそれぞれの会議体の活動に取り組みながら関係機関との連携を強化する。</p> <p>4. 災害・感染対策に向けた BCP においての、要配慮支援が必要な相談者のリストアップ</p>

と非常災害時に要配慮支援が必要な方への支援方法を計画に盛り込み、実際に内部研修や訓練を実施する（4月・10月）。

個人情報保護に関する研修会（7月）や虐待防止・意思決定支援に関する研修（内部は8月・外部含め）積極的に受講する。

◎法人独自の公益事業

- ① 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者への居住支援を行う居住支援法人の指定（北海道指定第18号）
- ② フードバンクぼすこの運営（法人自主事業）
- ③ 青色防犯パトロール（法人自主事業）
- ④ 一時生活支援事業（法人自主事業、北広島市外分）

○事業の内容（事業所名：居住支援業務事業所えぼっく）

- ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関する情報提供、相談及び見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
- ・フードバンクぼすこの運営

○事業所の所在地

- ・北広島市輝美町2番地3（法人独自公益事業の事務所）
- ・北広島市栄町1丁目5番地2 北広島エルフィンビル2階
(居住支援業務事業所えぼっく)

① 住宅確保要配慮者への居住支援事業

目標・課題
1. 重点支援地域内で関係機関と連携し、生活要配慮者情報をリサーチして、必要ある場合、早期に支援へつなぐ。
具体的な内容
1. 居住支援協議会を設置して関係機関と連携、情報交換を定期的に実施し、情報の共有しながら協力体制を強化する。

② フードバンクぼすこの運営

目標・課題
1. 食糧集荷活動の推進。
2. フードバンクぼすこの活動周知。
具体的な内容
1. 北広島市内、札幌市内のスーパー やエスコンフィールド北海道などの協力をいただきながらフードバンク活動を継続する。また、地域住民の協力をいただくためにぼるとや本部でフードドライブを継続する。
2. フードバンクぼすこの広報活動をホームページに掲載を継続し、フードバンクの活動協力いただいている団体とぼすこのアピールを行う。

③ 青色防犯パトロール

目標・課題
1. 北広島市内全域の防犯パトロールを継続して行う。小学生の通学路などを重点的にパトロールの実施。

2. 不審者情報の提供があった場合は、発生場所のパトロールを重点的に行っていく。

具体的な内容

1. 継続したパトロールを行うため、職員のパトロール従事者講習の受講を進める。
2. 不審者発生地域の重点パトロールを行う。

④ 一時生活支援事業（法人自主事業、北広島市外分）

目標・課題

1. 北広島市外の方を対象に、家賃滞納等で強制退去となった方に、一定期間住まいと食を提供し、居住支援業務事業所えぼっくを活用し速やかに住まいの確保を行う。

具体的な内容

1. 居住支援業務事業所えぼっくが主となり、対象者の居住地の行政や関係機関と連携の上、住まいの確保に向けて支援を行う。